

会議名	令和3年度第3回板橋区地域自立支援協議会
開催日時	令和4年1月31日(月) 10:00~12:00
開催場所	板橋区役所北館9階 大会議室B
出席者	<p>【委員 14名】(敬称略)</p> <p>是枝会長、田中委員、會田委員、長瀬委員、片山委員、佐々木委員、棟方委員、山口委員、秋吉委員、鈴木正子委員、渡辺委員、西端委員、小谷野委員、村山委員</p> <p>(欠席1名)</p> <p>【オブザーバー 1名】</p> <p>河野障がいサービス課長</p> <p>【事務局 6名】</p> <p>榎木福祉部長、長谷川障がい政策課長、管理係1名、自立支援係4名</p>
会議の公開	公開(傍聴できる)
傍聴者数	4名
次第	<p>1 開会</p> <p>2 定例部会報告(令和3年度)</p> <p>① 第1回障がい児部会</p> <p>② 第1回相談支援部会、第2回相談支援部会</p> <p>③ 第1回就労支援部会</p> <p>④ 第1回障がい当事者部会</p> <p>⑤ 第2回権利擁護部会</p> <p>⑥ 第2回高次脳機能障がい部会</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等運営検討会、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会実施状況報告について</p> <p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について</p> <p>4 協議事項</p> <p>地域生活支援拠点等の整備について</p> <p>5 その他</p>

	<p>東京都自立支援協議会交流会、セミナーの報告について</p> <p>6 閉 会</p>
配布資料	<p>資料1 部会報告資料（令和3年度 開催日付順）</p> <p>1-1第1回障がい児部会 1-2第1回相談支援部会、第2回相談支援部会</p> <p>1-3第1回就労支援部会 1-4第1回障がい当事者部会</p> <p>1-5第2回権利擁護部会 1-6第2回高次脳機能障がい部会</p> <p>資料2 地域生活支援拠点等運営検討会、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会 実施状況報告書</p> <p>2-1 地域生活支援拠点等の整備について</p> <p>2-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について</p> <p>資料3 東京都自立支援協議会交流会、セミナーの報告について</p> <p>参考 名簿・座席表</p>
審議状況	<p>1 開 会</p> <p>2 定例部会報告(令和3年度)</p> <p>(会長)</p> <p>それでは、お手元にあります次第に沿って進めさせていただきます。初めに、2の定例部会報告となります。部会へのご提言、ご質問は、報告事項の説明が終わった後、お時間を設けさせていただきます。</p> <p>まず、資料1のほうをご覧ください。令和3年度における定例部会報告については、第1回障がい児部会、第1回及び第2回相談支援部会、第1回就労支援部会、第1回障がい当事者部会、第2回権利擁護部会、第2回高次脳機能障がい部会がございます。なお、第1回障がい児部会、相談支援部会、就労支援部会につきましては、書面での開催となっております。各部会の報告内容につきましては、資料1-1から資料1-6までの各部会の報告書のとおりでございます。こちらの報告内容について、それぞれ各部会長の方々から補足ないしは追加の事項等がございましたら、ご発言をお願いできればと思います。</p> <p>まず、障がい児の部会長の長瀬委員から、補足や追加事項がもしございましたらお願いできますでしょうか。</p> <p>(委員)</p>

特に補足はないですが、サポートファイルのほうを順次進めていくという方向で精査しているところです。

(会長)

続きまして相談支援部会長、いかがでしょうか。

(委員)

ここに載っている状況でございます。地域生活支援拠点等については、また別の内容で出ている形になっておりますので、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、就労支援部会長、いかがでしょうか。

(委員)

資料には第1回の就労支援部会書面開催の提案がありまして、書面開催なので、いろいろご意見をいただくという形でやりました。ただ、実は先週1月28日に第2回の就労支援部会を行いました。資料的に間に合っていないので申し訳なく思いますが、簡単にそこの説明をいたしますと、書面開催の提案を受けて幾つか実現に向かって動いている部分があります。1つ目のハンドブックの作成については、就労支援部会の下にあります就労移行支援連絡会というものがあり、そこで着実に進めておりまして、その会議が実は3月2日にありますので、その回答を待ってということになりました。報告事項における地域生活支援拠点整備については、体験の場について、現在取り組んでおり、ご意見をいただいて検討しているというところです。

それから、協議のほうで、障がい者雇用のニーズのところ、具体的にアンケートを取るなども提案させていただいて、それも相手先にいろいろなご協力を得ながらこれからやっていきたいと考えています。

現在そういう進捗で、アンケート等については来年度の具体的な施行になると思います。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、障がい当事者部会長、お願いしてもよろしいでしょうか。

(委員)

話合いについて報告書にあるとおりです。地域生活拠点等の整備に関して

は、協議事項の際にお話ししたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、権利擁護部会長、補足追加等ございましたらお願いいたします。

(委員)

協議事項のところで、事例勉強会の実施を検討したというところで終わっておりますが、実施に向けて状況を見ながら積極的に動いてくださっておりますので、日程調整なども進んでおります。ただコロナの状況に応じて対面で行えるかというところを検討中です。

(会長)

ありがとうございました。続きまして、高次脳機能障がい部会長、補足等ございましたらお願いいたします。

(委員)

報告内容にプラスして高次脳機能障がいが、ご本人にとってもご家族、周りの方にとっても非常に理解しづらい障がいだということは皆様もご存じだと思いますが、その中、コロナ禍ということで、脳卒中などで入院した高次脳機能障がいの方が退院時などにしか家族と会えないという状況が続いているということを受け、医療リハビリテーション、それから福祉リハビリテーションという2つの動画を、オンラインで区内事業所と作成いたしました。それをご家族、それから当事者の方に見ていただくという試みをしました。

それから第3回は、オンライン上で事例検討会を予定しています。

(会長)

ありがとうございました。以上で6つの定例部会の報告が終わりになります。委員の皆様のおかげから、ただいまのご報告に関してご質問またはご意見、ご提言等がございますでしょうか。

(委員)

障がい児部会のサポートファイルのについてお伺いしたいんですけどサポートファイルについては、学齢期ぐらいのお子様で作成とありましたが、学齢期とは中学の卒業までということでしょうか。

(会長)

事務局のほうからサポートファイルのことにつきまして、年齢など、どのような形で作成されるか、補足も含めてお願いできればと思います。

(事務局)

サポートファイルについてご説明をさせていただきます。サポートファイルについては、障がい者のご本人の生まれてから現在に至る成長の過程ですとか、生活の様子などを初め様々な障がい支援の内容をまとめたファイルを活用することで、相談支援などの向上に努めていきたいと考えているところでございます。

今、ご指摘にございました年齢層の区切りということについては、まず未就学児、そして学齢期、学齢期は小学生、中学生、あと高校生、この3つに分けることを現在想定しております。また、大学生以上というくくりも設けて、それぞれのステージに分けてご記載をいただけるように考えているところでございます。今後、試行的な実施を含めてこうした区分のあり方ということについて再確認してまいりたいと思います。

(委員)

サポートファイルについて、親御さんだけで作成になると大変ではないかなと思いました。その辺は協議中ですか。

(会長)

親御さんがというところでのご記載があるということですが、そういうことが難しい親御さんもいらっしゃるという可能性もあるのではないかと、そういうご意見だと思っんですけれども、こちら事務局のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

こちらのサポートファイルは、親御さん、保護者の方にご記入いただくことを中心に考えておりますが、中には医療機関でありますとか、ご利用されている施設の方にご記入をいただくようなことも想定をしているところでございます。いずれにしましても、親御さんにご利用いただく上でのご負担ということもあろうかと思っておりますので、今後実際に保護者の方々に試行的に使っていただく機会を予定しておりますので、そうした中で実際に使ってみていただいた状況などもフィードバックしていただいて、サポートファ

イルの改善、最終的な改良をして整えてまいりたいと考えております。

(委員)

続いてよろしいでしょうか。サポートファイルについてなんですけれども、本人に関わることはないのでしょうか。例えば、年齢が大きくなって本人が記入できる部分はないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘いただきましたように、ご家族、保護者だけでなく、ご本人がご記入をいただいたり活用いただくことも含まれるところでございます。そうした意味ではご本人の使い方という点についてもですね、今後十分留意して取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

続けてよろしいですか。資料に入院中の短期入所に関して、これまでも利用を断ることが多いということがあると思うんですけれども、制度上、どこが問題で改善点は今後あるのでしょうか。

(事務局)

短期入所の使いづらさがあるといったご意見についての回答について、考え方ですけれども、課題といたしまして、短期入所につきましては、ベッドの空き状況であったり、その施設で障がいの特性に応じて受け入れができる、できないというところがあって、一律どの短期入所でも同じ支援能力の下に運営をしているというのが実態ではないという状況でございます。

行政側としてできるのは、当然そういった質の向上につながる取組ができれば一番ということではあるんですが、短期入所施設側にも強みというものもあろうかと思しますので、そういったところをしっかり理解し、その障がい特性に応じて使いやすい短期入所につなげていく仕組みをこちらのほうも考えて進めていければなというふうに考えている状況でございます。

(委員)

私セルフプランなので、生活相談など受けたことがないんですけれども、自分でセルフプランを考えて行政が入ることで問題が起きていると思ったんですけれども、そこら辺は私の認識は間違っているのでしょうか。

(会長)

セルフプランの状況についてのご質問ということでもいいでしょうか。

(委員)

はい。セルフプランの課題について幾つか資料に書かれていたので、私は自分がセルフプランで大丈夫だと思っていたんですけども、セルフプランの課題としては、相談対応できる事業所が少ないからセルフプランが多いということなのかということをおこの資料を読んで思ったんですけども。

(事務局)

セルフプランについてのお尋ねというところで、計画相談につながれば、それがやはり一番ではないかというご意見も相談支援部会のほうではあったところでございます、事業所の数が区内にはおおむね今計画相談の事業所40か所程度ある状況でございます。計画相談につながることのメリットとしましては、計画相談とつながることでモニタリングが入るので、より人との結びつきがあって、計画を利用されている方に何かあった場合に、対応しやすくなるメリットがあるというところが1点でございます。

一方では、やはり自分のサービスを自分でしっかり決めたいという方もいらっしゃると思いますので、それについては区のほうとしてもそれ自体を認めないということではなく、なるべくセルフプランの方でも、人と結びつくことで何か緊急事態があった場合に対応しやすくなるような体制がしっかり組めればなといった議論が相談支援部会の中ではあった状況でございます。

なお、一番言われた計画相談の事業所が足りていないんじゃないかという議論に関しましては、まだ結論が出ている状況ではないんですが、板橋では現在セルフプランの方はおおむね20%程度いますので、その方の中にはやはり計画相談につながったほうがいいのではないかという方もいるという議論もありましたので、今後そういった方の状況を把握した上で計画相談につながる取組が検討できればいいのではないかといったご意見があった状況でございます。

(委員)

セルフプランについて、例えば、難しいと思うんですけども、セルフで大丈夫なんだけれども少し調整が入って、いろいろなサービスの利用がしやすくなる中間的なものがあったらいいのかなと思ったんですけども、これ

は私の意見です。そう思いました。

あと、最後に、当事者部会のことですが、マスクを着けられず施設が利用できない方がいるというようなことが書いてあったんですけども、どうい
うことでしょうか。

(会長)

まず、先ほどの村山委員さんのセルフプランに関する間的なというご意見
については、また事務局のほうでお伺いするという形にさせていただければ
と思います。

(会長)

もう一点、当事者部会のマスクの着用について、感覚過敏の方などで着け
られないという状況などもあると思うんですけども、これは当事者部会の
ほうで何かございますか。

(委員)

当事者部会、鈴木です。マスク着用に関しては、たびたびこの協議会でも
協議になっているんですけども、やはりマスクをかけられなくて、通って
いる施設で強制的にマスクをしなさいとって言われたりすることがあるん
ですけども、マスクをしていないから外に行けないよと言われてたりするの
で、マスクをかけることができるように練習をする。本当にそれを着実に一
歩一歩やっていかなくてはいけないことですので、相談しながらやりましょ
うという方向になっています。非常に難しい問題です。

(会長)

よろしいでしょうか。そのほかの委員の皆様の中から、6つの部会のご報告
について何かご質問ございますでしょうか。

(委員)

先ほどお伝えすればよかったんですけども、2回目の会議が先週あった
んですけども、本日の書類には書いていないんですけども、1回目の書面会議のとき
に相談で、障がいの当事者部会の方たちに、小さいときにどのような支援が
必要だったんだろうかとかをお伺いさせていただきたいという意見の中で、
ご協力いただいて幾つかご意見をいただきました。ありがとうございます。
今後も、やはり実際にニーズを感じていらっしゃる方のご意見を障がい

児部会のほうでは、できるだけ実現に向けた形で進めていければと考えています。開催がぎりぎりでしたので、今回報告できませんでしたが、今後とも皆様にまたご意見をいただければと思っています。ありがとうございます。

(会長)

そのほかございますでしょうか。そうしましたら、こちらのほうで定例部会の報告は以上とさせていただければと思います。

3 報告事項

(1) 地域生活支援拠点等運営検討会、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会実施状況報告について

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討状況について

(会長)

お手元の資料2をご覧ください。令和3年度地域生活支援拠点等運営検討会、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会実施の状況についてご報告をいたします。

地域生活支援拠点等運営検討会は、第2回9月21日、第3回11月25日、第4回1月20日に開催されました。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム検討会は、第2回を9月29日から10月6日にて書面による開催、第3回につきましては11月24日に開催されました。

地域生活支援拠点等運営検討会については協議事項にもなっておりますので、まずは先に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会、資料2-2に基づきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

(事務局)

～地域包括ケアシステム検討会資料2-2について事務局より説明～

(会長)

ただいまの報告事項につきまして、ご意見またはご質問等がございましたら、委員の皆様からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

当事者の方たちのご意見を述べられるようなことは、会議の中であるのでしょうか。参考のところの参加機関には行政の医療機関がたくさん書いていて、非常に分かるんですけども、当事者団体などに関わりあるのかという

ことをお聞きしたいです。

(事務局)

当事者の参加についてはまさにそのとおりでございます、実はこの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというのが、今現在のテーマとしましては、障がい、福祉、介護という分野で参加機関を一定このメンバーで揃えさせていただいているところでございますが、資料の1ページのところで、米印、検討事項によっては参加者を調整していく予定と書かせていただいております、今後その状況によって当事者の方の意見を聞いていく機会というのが当然必要だと認識をしております。

まず、一番最初のところは、やはりその支援をしていく関係機関は、まずは当事者に向けてどういったことができるかというところの認識というのが私の感覚では少なからず一致していないかなというところで、まずはそこをしっかりと当事者にどうやって支援ができるかといったところをしっかりと意識し、関係者で調整した上で次のステップとして当事者のほうから意見を聞いていきたいと思っております。まずは、参加機関も決して少なくはないので、このメンバーの中でいろいろな意見をいただく中で、次はどうやってそれを当事者のほうに向けていくのかというところを進めていければと考えております、現在はまだ当事者が参加しないという状況でございます。

(委員)

ありがとうございます。ケアサポーターの仕組みなども出てきていて、特に精神障がいの方の場合はケアの活動というのが前に出てきているかなと思われましたので、早めに検討に入っていただいたほうがいいのかなと思っておりますご意見をさせていただきました。

(会長)

そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

これからシステムを作って当事者の方たちも参画いただくという形になっていくと思います。私も大学院のほうで、精神障がいの方たちの居住支援をやっている院生がおりまして、やはりP S Wも病院のP S Wから地域移行させていって、生活支援とか就労支援をしていく上で地域のP S Wの役割、そこをどうつなげていくかというところあたりもすごく大事ですし、その地域

の中で精神障がい当事者であるという方たちを地域で定着させていくためには、住居を構えてお仕事をするといいところとつなげていく連携は、とても大事だと思いますので、当事者の意見なども踏まえながら、ぜひそういう連携のシステムみたいなものを板橋区のほうでもつくり上げていただけるとありがたいと思っております。

それでは、こちらに関しましては以上という形にさせていただければと思います。

続きまして、地域生活支援拠点運営委員会の報告になります。先ほどお伝えしましたように、地域生活支援拠点等につきましては協議事項にもなっておりますので、報告をさせていただいた上で、そのまま4の協議事項に移らせていただきます。

4 協議事項

地域生活支援拠点等の整備について

(事務局)

～地域生活支援拠点等の整備資料2-1について事務局より説明～

(会長)

各部会で内容についてご検討いただいている箇所もあると思うんですけども、ただいまの報告プラス協議事項につきまして、委員の皆様の方からご意見、ご質問、あるいは部会の方等で追加等がもしございましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(委員)

ここの地域生活支援拠点等の整備についてですけれども、現在板橋区では地域福祉コーディネーター、つまりコミュニティーソーシャルワーカー、CSWに取り組もうとしています。これからCSWと言います。ありがたいと思います。このCSWの取組について質問が2つあります。1つ目ですけれども、このCSWの取組の委託先は社会福祉協議会に決まったのでしょうか。

2つ目ですけれども、CSWの内容と方向性についてです。少し長くなります。板橋区の地域保健福祉計画実施計画2025によりますと、CSWの内容は3つとなっています。相談機能、コーディネート機能、アウトリーチ

機能です。一方、これは支援の第一歩にしかすぎません。先進的な自治体の取組に比べると非常に遅れた感があります。このこと、このCSWについては、これまで権利擁護部会などでたびたび提案してきました。しかし、重要な案件にもかかわらず、自立支援協議会ではほとんど取り上げられていません。先進的な自治体を参照してきちんと取り組んでいただきたいということです。そして、その中でも重要なこととして、ひきこもりも含めて社会的孤立や排除を防ぎ、地域共生社会を目指すという方策です。それには、まず地域内の問題を発見してニーズを明らかにする。孤立要因と分析評価を行う。そして、ニーズ対応型のサービス開発をするという取組です。板橋区では、CSWの配置の方向性と内容をどのようにお考えでしょうか。このようなニーズ対応型のサービスを開発する取組に入るでしょうか。

以上が2つの質問です。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。委託先、CSWについて、板橋区として今どのようなお考えをされているかという趣旨のご質問だったかと思うんですが、こちら事務局でお願いをしてよろしいでしょうか。

(事務局)

ご質問がありましたまず地域福祉コーディネーター、CSWの委託先の話がございました。まだ、このCSWの取組の中でどういう役割をしていくかという今検討をしている段階で、今後委託というか、お願いしていくことにはなるとは思いますけれども、どこに委託するとか、細かいところまで決まっているわけではございません。まだ本体のほうの計画自体も今作成中というところもございますので、またこちらの自立支援協議会には情報として報告させていただきたいと考えているところでございます。

2つ目のご質問、それに関係しているかと思えますけれども、先進自治体の事例も含めてですけれども、板橋区としてどういう在り方がふさわしいのかということについても今検討をしている最中でございますので、ある程度報告できる段階になりましたらご報告させていただきたいと思っております。

(委員)

大変重要ですので、板橋区も前向きな取組をお願いしたいと思います。

(会長)

今後の課題でもあるかと思しますので、よろしく願いいたします。続いていかがでしょうか。

(委員)

今のお話を聞いていて、これは国の枠組み自体の方向性かもしれないんですけども、緊急事態のときに、一時的に短期入所に入るという話が出ていましたけれども、今鈴木委員がおっしゃったニーズに対応するということで、もう少し広く考えたほうがいいのかと思っていて、突飛なことを言うのかもしれませんが、一番最初は本人を動かすというよりは、誰かが入るほうが先なのかと思いますので、1つの形としては誰かが入っていくような、つまり定期的に通うとかですね、訪問的なものを入れるような仕組みというのもあっていいと思います。

例えば、親御さんが緊急で入院をされるなんていうときに、ご本人は自宅のほうが落ち着いて暮らしが成り立つんじゃないかと思います。そういうときに、緊急一時保護ということで短期入所に動かすよりは、ご本人の生活が成り立つように緊急にヘルパー支援を増やすとかということはあったほうがいいのかと思います。もう少し柔軟に安心支援プランのサービス連携を増やす等考えてもらってもいいのかなということを思いました。

(会長)

ありがとうございます。確かに、今委員がおっしゃられたような形で、緊急にそういう施設に入るということで戸惑う方もいろいろな障がいの特性によってあるかと思しますので、ぜひそういうような形で、人が入っていくような柔軟性が取れる仕組みというのも大事だと思います。国の施策を受けてという形は、それは仕方がないことだとは思いますが、板橋区の状況とかもあるかなと思いますので、ぜひこの辺は事務局のほうで検討いただければと思うんですが、事務局のほうから、よろしいでしょうか。

(事務局)

今、委員がおっしゃられた意見というのは非常に重要なところで、実はこれも検討会のほうでも意見が出されているような形で、一方では夜間の緊急

時にそういった居宅訪問系のサービスがいきなり入るとするのは結構課題も多く、ハードルも高いというのが現場のほうからの意見も聞かれている状況でございます。当然その対応の仕方というのは、私たちのほうも柔軟に対応できる方策の1つとしてすごく考えているところで、もしできればそれが本当に一番ベストだと思いますし、今のご意見を含めまして、少し難しいと言われている側面もあるんですけども、これも当然何かしらの形でできることを同時並行で検討を引き続き続けていきたいなと思いますので、貴重な意見をどうもありがとうございます。

(委員)

資料を読んでいて一人暮らしの対応に苦慮されていると感じていて、一人暮らしの障がいのある人が少ないと思っていたんですけども、現実的に緊急対応することはどの人でも当てはまると思っていて、何かスポット的に頼めるところがあるといいなというのは前から思っていました。だから、どの人も当てはまる緊急というのは、誰でもあることで、家族が緊急だけでない、本人であるときもある。家族がいて、セルフプランで自分でやっても、緊急事態というのもあるんです。計画相談に記載するということが、気になると感じていて、セルフプランの方は安心支援プランを活用できないんですね。具体的に提案できないんですけども、セルフプラン利用者についても考えられたらなと思います。

(会長)

どちらのこともすごく貴重なご意見だと思います。事務局のほうから、ただいまのことについていかがでしょうか。特に、前半のほうはご意見という形だと思うんですが、後半の部分のその計画相談に乗っていないセルフプランの方たちも対象になるのかどうかというあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

今委員がおっしゃられた意見の部分も、大きな課題というところで、やはり単身で、過ごされている障がいの方もいらっしゃって、かつその中でセルフプランの方というのも当然いらっしゃると思います。やはり、1つ私たちがポイントとしているのは、今回計画相談につながることで、より多くの人々が情報共有できる仕組みというのを考えているところではありまして、セル

フプランの方の情報、その世帯がどうかというのを全部把握していくというのは制度上、難しくなっていると思うので、セルフプランの方で、安心支援プランを希望されている方が、計画相談に関わらず安心支援プランにつながる仕組みというのは、とても重要なことと認識しているところではございますが、セルフプランの方が安心支援プランのところだけをうまく利用するという仕組みが制度上、少し難しいところもあるので、今のご意見のところとは課題とはさせていただこうかと思うんですけれども、セルフプランの方も何かしらのそういった緊急時の対応、当然セルフプランの方にも必要なもので、そこについては今現在課題という形で検討させていただければと思います。具体的な細かい回答が本日できず申し訳ございません。

(委員)

親の会の渡辺です。資料に出ていたと思うんですが、支援区分がない方がいらっしゃるんですね。B型を利用されていても支援区分を持っていないという方がある程度いらっしゃるということに少しびっくりしたんですが、やはり福祉サービス受けている以上は支援区分があったほうがいいと思いますし、支援区分がない方がショートステイを使うと全額自己負担というリスクもあるわけですので、早め、早めにその支援区分がない方たちに区分判定を受けていただくというのはすごく必要だなと思いました。事務局のほうはいかがお考えでしょうか。

(事務局)

これもまた議論で出されていて、すごく重要な視点であると思います。やはり、支援区分をとって、本当をいえばサービスに繋がったほうがいいのかという方は実際にいるというのが現場の声でも検討会を通じて聞かれたというふうには認識しておりますので、現在福祉事務所でもサービスに繋がっていらっしゃる方を相談等何かのタイミングで来た際には積極的に計画相談につながるような取組を現状もしているといったご意見をいただいたところでございます。当然制度上の問題にはなってしまうんですが、福祉のサービスの利用計画がないとこういった法律の制度に基づく施設というのは、どうしても使えないといった大きな課題がありますので、支援区分は当然早めに取りれる方に関してはしっかり取って、適切なサービスを受けて、快適な暮らしに

繋げて行ってほしいというのが区としても思っているところでございます。
おっしゃるとおり、支援区分がない人、その中でもやはり福祉サービスに繋がったほうが良いという方に関しては、引き続き、しっかり区分の取得につながるようなご案内を進めていければなといった認識でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。ではそのような形でぜひ進めていただければと思います。そのほか、委員の皆様の方からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

十分検討していないことだと思うので申し訳ないんですけど、今意見としてでていた支援区分について、行政のほうから求めに応じて私たち医療機関ですと、診断書が送られてきて、それに対して提出させていただくようなことが基本的なパターンで、何らかの支援がありそうなんだけれども、これを書かないような、医療いらないうえ、というようなケースがあったりするので、そういったところで代替案が、ご説明するときが一番きっかけになることが多いかなと思うんですけども、そのタイミングで我々はどうのように動いたらいいのかとか、それからあとはご家族に、そうは言われたけれども、もっと相談したほうが良いよというので言って差し上げたほうがいいのか、もしくは学校のほうから親御さんたちにいろいろと詳しく、支援学校に行っているといういろいろ詳しくあるんだと思うんですけども、そうじゃないお子さん、本当は比較的必要なサポートのお子さんだったりとか、そういったような方に関しても行政のほうから情報提供していただいたりとかできるのかなというのは、現状がどんなふうになっているのかをせめて、この場でなくてもいいですけども、改めて教えていただける機会があればありがたいなと思いました。

(会長)

事務局のほうで分かる範囲で結構なんですけれども、もし何か情報等お持ちでしたら、いかがでしょうか。

(事務局)

支援区分の話でございます。こうした緊急対応のスキームができていく中

で、あらかじめ支援区分というものを取得、認定いただくということが必要になってくる場合がありますら、当事者の皆様に、お話にもありましたように周知をしていく必要があると考えているところでございます。例えば、特別支援学校の皆様につきましては、毎年度定期的に情報をお知らせするような機会もいただいたりしているところでございますので、そうした機会の活用を含めて、またその他にも追加して対応していくべき機関もあろうかと思っていますので、そうした全体を見据えながらですね、あらかじめ制度の周知も含めてお知らせをさせていただいて、当事者の皆様が前もって障がい支援区分の手続をしていただけるような周知などを考えております。

(委員)

同じお話なんですけれども、高次脳機能障がいの場合は、サービスの利用について主に障がいであるという診断書だけで受けられている場合もあるので、みんなに周知をお願いしたいと思っています。

(会長)

周知については、行政もそうなんですけれども、各セクションで可能な範囲で進めていただくという形が必要かなというふうに思います。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

民生委員の立場から具体的なことはなかなか出せないんですけれども、今のお話を伺いながら思ったことなんですけれども、いつまでにできますよとか、やろうということですね。その部分は非常に大事だと思っているんですね。先ほどの地域生活支援拠点等の整備について、事務局の話の中で、今後流れの中で検討を重ねて、令和5年度から運営ができるようにという、最後に準備進めていますというお話がありました。私が見て、すばらしいなと思うんですね。もちろんその部分でいろいろご意見ある方いらっしゃると思いますが、言ってみれば民生委員は一般区民みたいなものでしてね、医療関係者でもないし、学識経験者でないし、障がい当事者でもないんですね。そういう区民の立場から見たときにね、これ見たら、ああ、こうやってやってもらえばいいよなと思うんですよ。少しは高齢者やね、障がいの方々等、普通の区民よりは関わっている、そういう立場からして、これが実現できれ

ば、いろいろなことはあるにしても、いいんじゃないかなと思うわけです。

検討するのはもちろん大事なのですが、実際にこれを実現して、現実の問題としてね、運営していくという、それを区のほうにはお願いしたいし、こういう協議会でお話しする中で、ここのところは始まりました。やってみたけれども、ここは少しくましくない面もありました。そういう形でね、先に進んでいければいいんじゃないかなと思っているんです。

感想になってしまいますけれども、当事者の方たち、部会の方も含めて、お話を伺って、こういう意見を毎回述べているんだけど、なかなかその先までいっていないとかね、そういう話もあるわけです。それを、ここのところはこういう話をしてきたけれども、この部分実現してもらいましたね。そのもう一つ先のレベルアップしましょうよとか、そういう検討がここでできればもっといいと思います。意見を述べていて、昨年も言いました。今年も言いました、でも、全然進展していません、ということではなくて、その一歩先進んだところをですね、この会の中でも意見がお互い出せるようにぜひとも区のほうに頑張ってもらいたい。

担当は大変だと思うんですけども、マンパワーやお金の問題や、言っちゃいけないことがいっぱいありますから。でも、そこを頑張るのがやはり区の担当で、現場の意見とか、いろいろなことを聞いているわけでしょうから、ぜひともお願いします。1つでも先へ進めるようにして欲しい。民生委員は現場ではないので、具体的な意見も出ていないですけども、障がいをお持ちの方の次元とは少しずれるかもしれませんが、ついこの前のふじみ野市の事件じゃないけれども、やはり老老介護になっている部分とかいろいろなあるわけですよ。ああいうふうになることって、あり得るよなっていうのがいっぱい浮かぶ。そういうのが現実としてもう目の前に迫っているわけです。現実としてあるわけで、それが少しでもいい方向に迎えるような形で、こういうところでこう意見を出すと、それが実際に実行されていくということを望みます。

すいません。本当に細かいところまで言えない部分があるんだけど、そこはもう区の現場の方に頑張ってもらって、やはり障がいをお持ちの方のために、高齢者のために頑張ろうという、そういう気持ちを持ってやってい

ただける方がいることで区全体、区民の生活が保障されるわけです。そういうことを感じました。すいません。何かこんなことしか言えないんですが、ありがとうございます。

(会長)

貴重なご意見だと思imasるので、ぜひ我々も協力しながらいい形のものがつくり上げられるといいかなと思っております。最初からがっちり形になるというよりも、少しずつつくり上げていくという形になるかと思imasるので、示されたようなイメージ図が少しずつ、期限は決められていますけれども、つくり上げられるといいかなと思imas。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

全体的に感じたのが、障がい者自身のサービスや介護のあり方、自分に必要なものを決めていく仕組みが曖昧であると感じている。小さい頃から自分の現実を知る状況があれば、幾らかでも人間関係を作れると思う。何か仕組みとして、障がい者本人が関われる仕組みを考えられたらなと感じました。

(会長)

ありがとうございます。貴重なご意見、お考えだと思imasるので、また事務局のほうも、当事者の方の参加や障がい理解教育などにもつながっていくのかなと思imasるので、当事者理解も含めて、ご本人が障がいのことについて理解するということも含めて、いろいろな機会を設けながら啓発活動や権利擁護活動のような、当事者の方たちが主張するというところあたりを含めた形でうまく福祉施策に反映していただければと思imas。

それでは、時間も近づいてまいりましたので、報告事項、協議事項には一旦以上とさせていただきます。

続きまして、5のその他になります。令和3年度東京都自立支援協議会交流会、セミナーが開催されました。そちらにつきまして、事務局のほうからご報告のほうをお願いいたします。

5 その他

東京都自立支援協議会交流会、セミナーの報告について

(事務局)

～東京都自立支援協議会交流会、セミナーの報告資料3について

事務局より説明～

(会長)

その他、委員の方々に情報提供などございますでしょうか。

(委員)

セミナーの案内です。障がい者福祉センター主催で、発達障がいのセミナーがあしたから配信です。2月まで申し込みます。あいポートが共催しています。私も親の立場で発信しています。ぜひご視聴ください。地域から発信するということで、発達障がいの支援について大事だと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

その他、よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

本日伝え切れなかったご意見や追加のご意見等がございましたら、今回のウェブ運営の課題等も含めまして、2週間後の2月14日月曜日までに事務局にメールでご意見をお寄せいただければと思います。

(事務局)

副会長については本日ご欠席なので、閉会の挨拶は割愛させていただいて、事務局のほうにお返しいただければと思います。

(会長)

議題は全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返しいたします。

6 閉 会

(事務局)

それでは、本年度最後の協議会ということもございますので、板橋区福祉部長より一言申し上げたいと存じます。

(部長)

本日はお忙しい中、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

今年度の協議会につきましては今回で終了ということでございますけれども、この間、板橋区の障がい者計画等に掲げております重点項目につきましても、コロナ禍における課題も含めて、それぞれの立場から大変貴重なご意見

	<p>をいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>区としましては、地域生活支援拠点の整備に向けて、緊急時対応の具体化など、ご意見等を踏まえまして、仕組みづくりを早急に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、先ほど鈴木委員からもご意見等いただきました地域福祉コーディネーターも含めまして、区では現在属性を問わない相談支援、社会参加、地域づくりを目指しました包括的支援体制の構築を検討しております。検討、そして具体化に当たりましては、区民の皆さん、そして当事者の皆さんのご意見をしっかり踏まえて進めてまいりたいと思います。皆様の引き続きのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、これもちまして、令和3年度第3回板橋区地域自立支援協議会を閉会いたします。</p>
<p>所管課</p>	<p>福祉部障がい政策課自立支援係</p> <p>(電話：3579-2089)</p>